



# 名古屋三田会規約

## 01 総則

- 第1条 本会は名古屋三田会と称す
- 第2条 本会は会員相互の親睦を図り、併せて慶應義塾の興隆に寄与することを以て目的とする。
- 第3条 本会の事務所は、名古屋市内に置く。
- 第4条 本会は第2条の目的を達成するため、下記の事業を行う。  
(1)会員相互の親睦連携を図る事業  
(2)母校との連絡を図る事業  
(3)その他本会の目的を達成するに必要な事業

## 02 会員

- 第5条 本会は塾員又は義塾関係者にして名古屋市内及びその近郊に居住する者を以て組織する。  
入会希望者は会員1名以上の紹介に依り、幹事会の承認を経て会員となる。  
退会は、本人の届出、若しくは1年以上会費納入なき場合には、自動的に会員の資格を喪失し退会する。
- 第6条 会員は別に定むる金額を齎出するものとする。
- 第7条 本会に下記の役員を置く。  
会長 1名、副会長 若干名、  
評議員 若干名、理事 若干名、  
前会長、顧問 若干名、幹事長 1名、  
副幹事長 若干名、常任幹事 若干名、  
幹事 若干名、会計 1名、監事 若干名
- 第8条 会長は会務を統轄し本会を代表する。  
副会長は会長を補佐し会長事故あるとき之に代わり会務を統括する。
- 第9条 評議員は重要事項を評議する。
- 第10条 理事会は、正副会長並びに幹事会の諮問に応じ意見を述べる。
- 第11条 幹事長は、幹事会を統轄する。副幹事長は幹事長を補佐し会務を統轄する。

- 第12条 幹事会は、事業の推進を議し会の運営に当たる。
- 第13条 監事は、会の会計を監査する。
- 第14条 総会の議決を経て、本会に顧問相談役を置く事が出来る。
- 第15条 各役員任期は2年とする。但し重任を妨げない。

## 03 会議

- 第16条 本会の会議は総会及び役員会とする。
- 第17条 議事は出席者の過半数をもってこれを決する。可否同数のときは議長これを決する。
- 第18条 総会は会長これを招集し毎年1回開催して、役員選出の他、前年度事業並びに会計を報告する。
- 第19条 役員会並びに臨時総会は必要に応じてこれを開く。

## 04 会計

- 第20条 本会の経常費は、会費及び寄附金等をもってこれに充てる。
- 第21条 会計年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

## 05 附則

- 第22条 この規約の変更は総会において出席者の過半数の決議による。
- 第23条 本則第6条中の会員の会費は年額1口に付き10,000円とする。  
但し納入方法は1年分前納とする。